

九都県市省エネ家電買替キャンペーン及び省エネ家電買替啓発に係る宣伝企画業務委託仕様書

1 件名

九都県市省エネ家電買替キャンペーン及び省エネ家電買替啓発に係る宣伝企画業務委託

2 目的

九都県市省エネ家電買替キャンペーンについての宣伝を実施することで、同キャンペーンの周知広報及び家庭部門の二酸化炭素排出量削減を目指す。また、省エネ家電買替啓発の宣伝を実施することで、冬季の省エネ・節電を目指す。

3 契約期間

契約締結の日から令和5年3月17日(金)まで

4 履行場所

埼玉県環境部温暖化対策課及び発注者が別途指定する場所

5 事業内容

九都県市首脳会議環境問題対策委員会（以下「委員会」という。）では、家庭部門での二酸化炭素排出量削減を目的として、令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間、九都県市内（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）に在住する省エネ型のエアコン又は冷蔵庫に買い替えた方を対象に、抽選で賞品をプレゼントするキャンペーンを実施している。

本キャンペーンは、家電買替の意義及び効果等の住民への周知を視野に入れたものであるため、より多くの住民に情報が届くよう、SNS等を活用した広告宣伝を実施する。

6 業務内容

(1) SNS等に掲載する広告動画の企画・制作・掲出

本キャンペーンの普及啓発を目的として、SNS等の広告動画を活用した普及広報及び申し込みサイトへの誘導による参加者増加への呼びかけを実施すること。

(ア) 広報計画の作成

受託者は、次の(a)から(d)の内容を踏まえて、委託者と協議の上、広報計画を作成する。

- (a) 委員会が実施する本事業について、その趣旨や内容が十分に伝わるものであること。
- (b) 省エネ家電への買替効果を広く周知できる内容であること。
- (c) 九都県市内に在住する住民に広く周知できる手段をとること。
- (d) 事業の実施状況に応じて、広報内容を適宜変更すること。

(イ) 広告動画の制作

SNS上に掲載する広告用動画を制作する。受託者は、次の(a)～(c)を踏まえて、委託者と協議の上、広告用動画の内容を決定するものとする。

- (a) 委員会が実施する省エネ家電買替キャンペーンについて、その趣旨や内容が十分に伝わるものであること。
- (b) 本キャンペーン終了後も省エネ家電への買替効果を普及できるよう、本キャンペーンを主

眼に置いた広告用動画と、省エネ家電への買替に主眼を置いた広告用動画 2 種類を作成すること。

(c) 広報手段（ウェブサイト、SNS など）、広告掲載時期、広告回数などについて提案し、協議の上実施すること。

(ウ) 広告動画の掲出

「TrueView インストリーム広告」等を活用し、SNS 等での広告掲出を実施すること。広告手法はターゲットへの的確なリーチを考慮し、スキップ対応可能な手法を取り入れる等工夫を行うこと。

また、(a)については九都県市「省エネ家電買替キャンペーン」Web サイト (<http://www.tokenshi-kankyo.jp/eco-recycle/>) へのアクセスを誘導すること。

(a) 「省エネ家電買替キャンペーン」認知度向上啓発動画

掲出期間：令和 4 年 1 1 月下旬から 1 2 月末まで

(b) 省エネ家電買替啓発動画

掲出期間：令和 4 年 1 2 月下旬から 2 月下旬までの 3 か月程度

(2) 報告書の提出

宣伝企画業務にかかる報告書をまとめ、委託者に提出する。

ア 報告期限

令和 5 年 3 月 1 7 日(金)

7 成果品の提出

(1) 報告書 1 式

動画については、作成した広告動画データ及び動画が掲載されている URL を記載、他媒体の認知拡大施策の結果は、媒体のレポート画面等を報告書内に添付すること

(2) 上記(1)の情報を記憶した電子データ DVD-R 等の記録媒体 1 枚

8 成果物の帰属関係等

(1) 受託者は、いかなる場合においても、本契約の履行により知り得た秘密を漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

(2) 受託者が本委託の履行に当たり収集したデータ等一式は全て委員会に帰属する。このため、納入物件引渡し時には、紙媒体及び電子媒体の全てのデータ等を委員会に提出するものとする。

(3) 受託者が本業務を履行するに当たり作成した著作物（以下「新規著作物」という。）の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条で規定する権利を含む。）等知的財産権についての権利は、委員会に帰属する。

(4) 委員会は、受託者が作成した広告用動画を、委員会及び九都県市の各ホームページへの掲載及びデータのダウンロード、SNS 等への掲載、啓発品作成等で自由に活用できるものとする。

(5) 新規著作物中に、受託者が従来から有している著作物又は第三者の著作物が含まれている場合は、これらの著作物の著作権は譲渡の対象から除外する。ただし、受託者は、委員会によるこれらの著作物利用に支障がないよう必要な措置をとるものとする。

9 支払方法

全ての委託業務の履行確認後、受託者からの請求に基づき一括して支払う。

10 その他

- (1) 受託者は、委員会の担当者（以下担当者という。）から業務の進捗状況等について説明を求められたときは、速やかに対応すること。
- (2) 本仕様書に疑義がある場合は担当者の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、担当者と受託者が協議の上決定する。
- (3) 個人情報の適正な維持管理を行うこと。
- (4) 色彩表現については、カラーユニバーサルデザインを遵守すること。
- (5) 業務の成果品等については、埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針に基づく適合物品等を使用するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、契約約款によるものとする。
- (7) 契約金額には、本契約の履行に必要となる一切の経費を含むものとする。